## 相続の手続き 50項目完全チェックリスト

相続で発生する一般的な手続きのチェックリストをお作りしましたので、ご活用ください。 ※市町村によっては内容が変わることもありますので、実際の市町村にご確認をよろしくお願いします。

※弊社で代行をお受けしているサービスには★マークがついております。

内容		チェック			
葬儀関係	①死亡診断書を医師に作成してもらい、今後の手続きで使うケースを想定して 数枚コピーを取っておく。				
	②死亡届を7日以内に市区町村役場に提出する。(死亡診断書と印鑑が必要)				
	③火葬許可申請書を市区町村役場に提出し、火葬許可証を交付してもらう。				
	④火葬場に火葬許可証を提出し、埋葬許可証を交付してもらう。				
	⑤墓地に埋葬許可証を提出する。				
相続手続き準備	⑤自筆証書遺言がないか探す。金庫、机の引き出し、仏壇などが多い。(発見した場合、家庭裁判所に提出して、検認を受けて開ける必要あり)				
	⑥公正証書遺言の場合、最寄りの公証人役場で遺言検索を行い確認する。				
	⑦保険証券を探し、生命保険会社に連絡をして、保険請求の資料を入手す る。				
	⑧故人の生まれてから死亡までの全ての戸籍謄本を取得し、法定相続人が 誰かを確定する。★				
	<ul><li>⑨故人の銀行残高を確認し、把握する。(相続税の対象になるか否かの判定や、遺産分割の際に必要)</li></ul>				
	⑩貸金庫を開けて、どのような財産があるか中身を確認する。(相続人全員の立ち合いと全員の戸籍謄本、死亡届等が必要)				
	<ul><li>①不動産の登記簿謄本と固定資産税の課税明細書を用意する。(相続税がかかるかどうかの判定や、登記の変更に必要)</li></ul>				
	<ul><li>②証券会社からの郵便やメールなどで、有価証券があったかどうかを把握する。(相続税の対象になるか否かの判定や、遺産分割の際に必要)</li></ul>				
	③借用書や請求書など負債になるものが無いかを確認し、相続放棄の期限 (3ヶ月)までに放棄すべきか否かを決定する。				

名義変更	⑭土地や建物など不動産の名義変更を法務局で行う。(相続登記)★	
	⑤銀行の解約・名義変更を行う。★	
	⑩自動車の名義変更を陸運局で行う。★	
	⑪自動車保険の名義変更を保険会社に連絡して行う。	
	⑱自動車税の納税義務者の変更を都道府県税事務所で行う。	
	⑪証券口座の名義変更を証券会社に連絡して行う。★	
	⑩証券会社などを通さずに株式、国債などの有価証券を持っている場合は、 各自で名義変更を行う。	
	②墓地の名義変更を行う。	
	②クレジットカードの解約をクレジット会社に連絡して行う。★	
	②携帯電話や固定電話、プロバイダーの名義変更を行う。	
	②水道、電気、ガス、NHK、ケーブルテレビなどの名義変更又は解約を行う。	
	⑤賃貸マンションの名義変更又は解約を行う。	
	<b>圀火災保険の名義変更を行う。</b>	
税金関係	②相続税の申告が必要かどうかの判定を行う。(弊社は無料相談で判定をさせていただきます)★	
	②相続税の申告が必要な場合、10ヶ月以内に相続税申告を行う。★	
	②数人の所得税の準確定申告を4ケ月以内に行う。(不動産所得があった、 多額の医療費を支払った等のとき)★	
	劉故人が個人事業を営んでいた場合、廃業の届け出を税務署に行う。★	
	③相続人が故人の個人事業を引継ぐ場合は、開業届·青色申告承認申請を 税務署に出す。★	
	② 土地の貸し借りがある場合には、土地貸借契約書のまき直しをする。	
	③遺産分割が決まった後、遺産分割協議書を作成する。(相続税申告や不動産の名義変更、銀行通帳の解約等で使用します)★	

社会保険関係	図年金の受給停止の手続きを年金事務所で行う。	
	③遺族年金の請求を年金事務所で行う。	
	30遺族年金を取得する要件に該当しなかった場合、寡婦年金又は死亡一時金を取得できないかを市町村役場又は年金事務所で確認する。	
	③国民健康保険の資格喪失届を故人が住んでいた市区町村役場で行う。	
	図国民健康保険の葬祭費の支給手続きを市町村役場で行う。(市町村によって金額は変わり、3万~5万程度が一般的)	
	③ 高額医療費の請求を市町村の窓口で行う。(高額医療費に該当するか否かは年齢と所得で変わります)	
	④介護保険の資格喪失届を提出する。	
役所関係	<ul><li>⑪パスポートの返却をパスポートセンターで行う。</li></ul>	
	<ul><li>◎運転免許証の返却を最寄りの警察署で行う。(返納手続きをしない場合は 更新手続きをしなければ自動的に失効)</li></ul>	
	④マイナンバーカードの返却を市区町村役場で行う。	
	<ul><li>一級教老パス、シルバーパス等の返却を市町村役場で行う。</li></ul>	
	49障害者手帳の返却を市町村役場で行う。	
	⑩世帯主変更届の提出を市町村役場で行う。(世帯主が亡くなり、残る家族が2人以上で世帯主が明白出ない場合)	
有料サービス停止	<ul><li> ②故人の机の引き出し等を確認し、有料サービスでストップすべきものがないかを確認する。</li></ul>	
	<ul><li>鍛故人のクレジットカード明細から、自動引き落としになっているものを確認する。</li></ul>	
	倒故人のメールや、パソコンのお気に入りを確認し、有料サービスでストップすべきものがないか確認する。	
	<b>⑩</b> スポーツクラブ·訪問介護·配食サービスなどの停止する。	

相続のことなら、全てワンストップで対応。 ベンチャーサポート行政書士法人 ベンチャーサポート司法書士法人 0120-424-001(9時~21時:土日も対応)